

## 琵琶湖海区漁場計画樹立方針（案）の概要

### 1. 海区漁場計画について

- 漁場計画は、知事とその管轄する海面について水産資源の持続的な利用を図るため、漁業権の全体計画として5年毎に定めるものです。
- 海区漁場計画の作成にあたっては、漁業権に関する利害関係者からの意見を聴くとともに、当該海区を所掌する海区漁業調整委員会の意見を聴く必要があります。
- 令和5年の漁業権切替えに伴う海区漁場計画の作成は、水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」および「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号）」の定めるところにより行います。

### 2. 本県漁業権の現況

漁業免許の件数

（令和4年8月1日現在）

漁業権の種類			免許件数	
			海区	内水面
共同漁業権	第一種	しじみ漁業等	3	
	第二種	小型定置網漁業（えり等）	93	
		やな・四手網漁業	8	
	第五種	こい漁業、あゆ漁業等	4	19
区画漁業権	第一種	真珠養殖業	11	
		真珠母貝養殖業	4	
		小割式魚類養殖業	4	
計			127	19

### 3. 漁場計画樹立方針案の概要（前回（平成25年）の方針からの変更点）

- 【全ての漁業権共通】漁業法改正により、海区漁場計画作成時に適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）がある場合は、概ね等しい漁業権（類似漁業権）を漁場計画に設定することとされました。
- 【第2種共同漁業権】前回同様に漁場の新設・拡大等の要望がある場合には対応を検討することとし、加えて、隣接する漁場の統合等にも対応できるようにします。一方、適切かつ有効に活用されていると認められない場合（非活用漁業権）については新規漁場扱いとなるため、関係する漁協に具体的な計画の作成を求めるとともに存続期間を5年間とします。
- 【第1種区画漁業権】真珠養殖業は、前回までは存続期間を一律に5年としていましたが、真珠生産における飼養期間が長期に渡る事を考慮して類似漁業権については存続期間を法定の10年とします。  
また、小割式養殖業は、これまで新規漁場の設定は行わないとしてきましたが、儲かる漁業の推進の観点から、環境や疾病対策を踏まえた養殖についての具体的な計画がある場合には、新設要望に対応できるようにします。



琵琶湖海区漁場計画樹立方針の新旧比較表

前回（H25年免許）	今回（R5年免許）	見直し内容等
<p>琵琶湖海区にかか<u>る</u>漁場計画樹立方針（案）</p> <p>平成24年(2012年)9月10日</p>	<p>琵琶湖海区漁場計画樹立方針（案）</p> <p>令和4年(2022年)8月8日</p>	
<p>平成25年の漁業権切替に伴う漁場計画の樹立は、水産庁長官通知「<u>漁場計画の樹立について（平成24年6月8日付け24水管第684号）</u>」に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。</p>	<p>令和5年の漁業権切替に伴う<u>海区漁場計画</u>の作成は、水産庁長官通知「<u>海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）</u>」および「<u>改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号。）</u>」（以下「<u>海面利用ガイドライン</u>という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 漁業法改正に伴い、技術的助言等にかかる水産庁長官通知が刷新されたことによる修正。</li> </ul>
<p>I. 基本的な考え方</p> <p>琵琶湖では、固有種を主な漁獲対象として多様な漁業が営まれてきた。琵琶湖漁業は、水産物を供給するだけでなく、文化を継承する役割、自然環境を保全する役割、地域社会を維持する役割など多面的な機能を有しており、引き続き振興していく必要がある。</p> <p>しかし、琵琶湖漁業を取り巻く情勢は、漁場環境に着目すると、北湖では有機物汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）値の上昇、南湖におい</p>	<p>I. 基本方針</p> <p>琵琶湖漁業は、水産物を供給するだけでなく、文化を継承する役割、自然環境を保全する役割、地域社会を維持する役割など多面的な機能を有している。令和4年7月には、FAO（国連食糧農業機関）により「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」が「世界農業遺産」に認定され、琵琶湖漁業が世界的に貴重な存在であることが認められた。</p> <p>しかし、琵琶湖漁業を取り巻く情勢は、内湖やヨシ帯の減少、魚介類に食害を及ぼす外来魚やカワウの異常繁殖、水草の異常繁茂など様々な問題が</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 琵琶湖漁業を中核とする「琵琶湖システム」が世界農業遺産認定されたことを記述。</li> <li>• 現在の琵琶湖漁業を取り巻く課題を記述。</li> </ul>

<p>ては水草の異常繁茂などの現象が顕在化してきた。また、外来魚やカワウは、積極的な駆除によりそれらの生息量が減少しつつあるものの、依然としてその脅威が続いている。魚種別にみると、アユでは冷水病に加え、平成 20 年にエドワジエラ・イクタルリ感染症の発生が確認され、いずれも現在までその発生が続いている。コイでは平成 16 年に琵琶湖でコイヘルペスウイルス病 (KHV 病) が発生し、10 万尾以上の大量死をもたらした。これ以降大きな被害はないが、毎年その発生が確認されている。また、うなぎでは稚魚の深刻な不漁により、種苗価格が高騰している。</p> <p>琵琶湖漁業の従事者は、その数が年々減少傾向にあるとともに、高齢化が進行し 60 歳以上が約 7 割に達している。真珠養殖業者の数も同様に減少を続けている。</p> <p>このように、琵琶湖漁業を取り巻く情勢は依然として厳しい。琵琶湖海区における漁場計画の樹立にあたっては、漁業生産の維持および漁家経営の安定化を目指した内容とするため、現在の漁業権者の要望を尊重した計画とするが、次の事項に配慮することとする。</p>	<p>起きているとともに、漁業従事者の高齢化とそれに伴う担い手の減少、消費者のライフスタイルの変化による湖魚消費量の減少など、産業としての漁業の存続に対し厳しい状況が続いている。加えて、国の内外で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のまん延は、観光や外食産業に深刻な影響を及ぼし、本県水産業にも多大な影響を与えている。</p> <p>こうした背景の中、琵琶湖の水産資源を最大活用した効率的な「儲かる漁業」の実現を念頭に、海区漁場計画を作成することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀の水産業強靱化プランに掲げる「儲かる漁業」の実現を見据えた漁場計画とすることを記述。</li> </ul>
<p>Ⅱ. 漁業権の種類別漁場計画樹立方針</p> <p>1. 共同漁業権</p> <p>共同漁業は、漁業協同組合による漁場管理のも</p>	<p>Ⅱ. 漁業権の種類別漁場計画の作成方針</p> <p>1. 共同漁業権</p> <p>同左</p>	

<p>と、組合員が共同で漁場を利用して営むものであることから、漁場区域の設定にあたっては次の事項に配慮する。</p> <p>ア. <u>漁業協同組合が漁場の管理および行使ができ、かつ、対象とする漁業を営むために最小限度の区域とする。</u></p> <p>イ. <u>公益上の支障および漁業調整上の支障がないことが確認された区域とする。</u></p>	<p>ア. <u>漁業協同組合が適切な漁場の管理を実施でき、かつ、組合員行使権者が計画的に漁場を利用するために必要な区域とする。</u></p> <p>イ. <u>漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことが確認された区域とする。</u></p> <p>ウ. <u>類似漁業権の存続期間は、10年とする。</u></p> <p>エ. <u>類似漁業権以外の漁業権の存続期間は、漁場の生産性に合わせた柔軟な漁場利用に資するため5年とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法に規定する表現への修正。</li> <li>• 法に規定する表現への修正。</li> <li>• 共同漁業権の共通事項として、類似漁業権と、それ以外の漁業権の存続期間を記述。</li> </ul>
<p>(1) <u>第一種共同漁業権</u></p> <p>第一種共同漁業は、漁業関係者による資源の保護培養と漁場管理を特に必要とするものであるから、これを前提とした区域と対象魚種を選定するものとする。</p>	<p>(1) <u>第一種共同漁業権</u> 削る</p> <p>ア. <u>活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。</u></p> <p>イ. <u>新設および免許の内容の大幅な変更の要望があった漁場または活用漁業権でない漁場（以下「非活用漁業権（新設および大幅な変更を含む。）」という。）については、関係する漁業協同組合等がその管理および行使について具体的計画を有する漁場について、新</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改正法に規定する「活用漁業権」および「類似漁業権」の取扱いを記述。</li> <li>• 新設や変更の場合の設定方針を記述。</li> </ul>

	規漁業権を検討する。	
<p>(2) 第二種共同漁業権(小型定置網漁業、やな漁業)</p> <p>イ. 既存漁場については、関係する漁業協同組合が行使について具体的計画を有する漁場に対して漁場計画を樹立する。</p> <p>ア. 漁業協同組合から新設および区域の変更の要望があった漁場については、生産性があり、かつ、公益上の支障および漁業調整上の支障がないことが確認された場合において漁場計画を樹立する。</p>	<p>(2) 第2種共同漁業権(小型定置網漁業、やな・四手網漁業)</p> <p>ア. 活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。</p> <p>イ. 非活用漁業権(新設および大幅な変更を含む。)については、関係する漁業協同組合等がその管理および行使について具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法に規定する「活用漁業権」および「類似漁業権」の取扱いを記述。</li> <li>非活用漁業権については、生産性のみならず適切に管理されることが見込まれる漁場を設定する旨を記述。</li> </ul>
<p>(3) 第五種共同漁業権</p> <p>関係する漁業協同組合が行使について具体的計画を有する漁場に対して漁場計画を樹立する。</p>	<p>(3) 第5種共同漁業権</p> <p>ア. 活用漁業権がある場合にのみ類似漁業権として漁業権を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法における海区第5種共同漁業権の整理を記述。</li> </ul>
<p>2. 区画漁業権</p> <p>区画漁業は独占排他的に水面を利用することから、漁場区域の設定にあたっては、次の事項に配慮する。</p>	<p>2. 区画漁業権</p> <p>同左</p> <p>ア. 活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。</p> <p>イ. 非活用漁業権(新設および大幅な変更を含む。)については、その漁業を営もうとする者が対象生物の飼養および販売ならびに事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法に規定する「活用漁業権」および「類似漁業権」の取扱いを記述</li> <li>非活用漁業権については、生産性のみならず適切に管理されることが見込まれる漁場を設定する旨を記述。</li> </ul>

<p>ア. 漁業者が適切に漁場の管理および行使ができ、かつ、対象とする漁業を営むために最小限度の区域とする。</p> <p>イ. 公益上の支障および漁業調整上の支障がないことが確認された区域とする。</p>	<p>業終了時の飼養生物の処分等に関する具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を検討する。</p> <p>ウ. 漁業権者が適切に漁場の管理を行いつつ有効に行使ができ、かつ、対象とする漁業を営むために必要最小限度の区域とする。</p> <p>エ. 漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことが確認された区域とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法に規定する表現への修正</li> <li>• 法に規定する表現への修正</li> </ul>
<p>(1) 第一種区画漁業権（真珠養殖業）</p> <p>ア. 関係する漁業者が行使について具体的計画を有する漁場に対して漁場計画を樹立する。</p> <p>イ. 当該漁業権は経営者に直接免許されることから、当該漁業を取り巻く情勢を鑑み、免許期間は5年とする。</p>	<p>(1) 第1種区画漁業権（真珠養殖業） 削る</p> <p>ア. 類似漁業権の存続期間は、10年とする。</p> <p>イ. 類似漁業権以外の漁業権の存続期間は、漁場の生産性に合わせた柔軟な漁場利用に資するため5年とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区画漁業権の共通事項として、2イに整理。</li> <li>• 類似漁業権の存続期間を法定の10年とする。</li> <li>• 新規漁業権等の存続期間を5年に短縮する。</li> </ul>
<p>(2) 第一種区画漁業権（真珠母貝養殖業）</p> <p>ア. 関係する漁業者が行使について具体的計画を有する漁場に対して漁場計画を樹立する。</p>	<p>(2) 第1種区画漁業権（真珠母貝養殖業） 削る</p> <p>ア. 漁業権の存続期間は5年とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区画漁業権の共通項目として、2イに整理。</li> <li>• 漁業法に規定されている存続期間を確認的に記述。</li> </ul>
<p>(3) 第一種区画漁業権（小割式魚類養殖業）</p>	<p>(3) 第1種区画漁業権（小割式養殖業）</p>	

<p><u>ア. 漁場環境の悪化および養殖対象種に対する伝染性疾病の蔓延を防止する観点から、原則として漁場の新設および拡大は行わない。</u></p> <p><u>イ. 既存漁場については、関係する漁業協同組合が行使について具体的計画を有する漁場に対して漁場計画を樹立する。</u></p>	<p>削る</p> <p>削る</p> <p><u>ア. 当該漁業の対象とする水産動植物は、災害または第三者による漁具の損壊等により飼養生物が漁場区域から逸脱する可能性が懸念されることから、当該漁場周辺の生態系に甚大な影響を及ぼさないことが確認できるものとする。</u></p> <p><u>イ. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に規定する特定外来生物は、いかなる水面においても漁場計画に含めない。</u></p> <p><u>ウ. 産業管理外来種については、水産庁が策定した「水産分野における産業管理外来種の管理指針（平成 29 年 11 月 30 日）」に沿った検討を行う。</u></p> <p><u>エ. 漁業権の存続期間は 5 年とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 儲かる漁業の推進の観点から新設を可能とする。</li> <li>• 区画漁業権の共通事項として 2 アに類似漁業権を記述していることに伴い削除。</li> <li>• 対象魚種について、生態系への影響を考慮することを記述。</li> <li>• 特定外来生物や産業管理外来種の取扱いについて記述。</li> <li>• 漁業法に規定されている存続期間を確認的に記述。</li> </ul>
---	--	---



# 琵琶湖海区漁場計画樹立方針（案）

令和4年(2022年)8月8日

令和5年の漁業権切替えに伴う海区漁場計画の作成は、水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」および「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号。）」（以下「海面利用ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。

## I. 基本方針

琵琶湖漁業は、水産物を供給するだけでなく、文化を継承する役割、自然環境を保全する役割、地域社会を維持する役割など多面的な機能を有している。令和4年7月には、FAO（国連食糧農業機関）により「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」が「世界農業遺産」に認定され、琵琶湖漁業が世界的に貴重な存在であることが認められた。

しかし、琵琶湖漁業を取り巻く情勢は、内湖やヨシ帯の減少、魚介類に食害を及ぼす外来魚やカワウの異常繁殖、水草の異常繁茂など様々な問題が起きているとともに、漁業従事者の高齢化とそれに伴う担い手の減少、消費者のライフスタイルの変化による湖魚消費量の減少など、産業としての漁業の存続に対し厳しい状況が続いている。加えて、国の内外で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のまん延は、観光や外食産業に深刻な影響を及ぼし、本県水産業にも多大な影響を与えている。

こうした背景の中、琵琶湖の水産資源を最大活用した効率的な「儲かる漁業」の実現を念頭に、海区漁場計画を作成することとする。

## II. 漁業権の種類別漁場計画の作成方針

### 1. 共同漁業権

共同漁業は、漁業協同組合による漁場管理のもと、組合員が共同で漁場を利用して営むものであることから、漁場区域の設定にあたっては次の事項に配慮する。

ア. 漁業協同組合が適切な漁場の管理を実施でき、かつ、組合員行使権者が計画的に漁場を利用するために必要な区域とする。

イ. 漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことが確認された区域とする。

ウ. 類似漁業権の存続期間は、10年とする。

エ. 類似漁業権以外の漁業権の存続期間は、漁場の生産性に合わせた柔軟な漁場利用に資するため5年とする。

### (1) 第1種共同漁業権

ア. 活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。

イ. 新設および免許の内容の大幅な変更の要望があった漁場または活用漁業権でない漁場（以下「非活用漁業権（新設および大幅な変更を含む。）」という。）については、関係する漁業協同組合等がその管理および行使について具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を検討する。

(2) 第2種共同漁業権（小型定置網漁業、やな・四手網漁業）

- ア. 活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。
- イ. 非活用漁業権（新設および大幅な変更を含む。）については、関係する漁業協同組合等がその管理および行使について具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を検討する。

(3) 第5種共同漁業権

- ア. 活用漁業権がある場合にのみ類似漁業権として漁業権を設定する。

2. 区画漁業権

区画漁業は独占排他的に水面を利用することから、漁場区域の設定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ア. 活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。
- イ. 非活用漁業権（新設および大幅な変更を含む。）については、その漁業を営もうとする者が対象生物の飼養および販売ならびに事業終了時の飼養生物の処分等に関する具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を検討する。
- ウ. 漁業権者が適切に漁場の管理を行いつつ有効に行使ができ、かつ、対象とする漁業を営むために必要最小限度の区域とする。
- エ. 漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことが確認された区域とする。

(1) 第1種区画漁業権（真珠養殖業）

- ア. 類似漁業権の存続期間は、10年とする。
- イ. 類似漁業権以外の漁業権の存続期間は、漁場の生産性に合わせた柔軟な漁場利用に資するため5年とする。

(2) 第1種区画漁業権（真珠母貝養殖業）

- ア. 漁業権の存続期間は5年とする。

(3) 第1種区画漁業権（小割式養殖業）

- ア. 当該漁業の対象とする水産動植物は、災害または第三者による漁具の損壊等により飼養生物が漁場区域から逸脱する可能性が懸念されることから、当該漁場周辺の生態系に甚大な影響を及ぼさないことが確認できるものとする。
- イ. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に規定する特定外来生物は、いかなる水面においても漁場計画に含めない。
- ウ. 産業管理外来種については、水産庁が策定した「水産分野における産業管理外来種の管理指針（平成29年11月30日）」に沿った検討を行う。
- エ. 漁業権の存続期間は5年とする。